



安全
安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No190号 2012.08.14
発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局
連絡先:航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikekotekkai.com>

7. 26 日比谷公会堂 励ます集い

高裁勝利へ、誓い新たに！

熱帯夜の続く7月26日、1100名が参加し、JAL控訴審勝利！7.26励ます集いが日比谷公会堂にて開催されました。これまでの集会の中で最大の参加数。高裁に向けた並々ならぬ意気込みがあふれる集会となりました。



怒りを込めて団結ガンバロー！ 登壇した東海林国民共闘共同代表(MIC議長)は「労働者の尊厳をかけた闘い、絶対負けない」



▼▼開会に先立ち湊愛子さんの笛やアコーディオンの演奏がありました。▼▼



▼▼午後6時30分、全労協全国一般東京東部労組委員長・菅野存さん、新婦人の会男女平等・働く女性部長・平野恵美子さんのお二人による司会で集会が始まりました。▼▼



あの判決はなんだったのか！

糸谷国民共闘共同代表(全国港湾委員長)が開会の挨拶

解雇されてから1年半が経とうとしている。今まで、判決は何だったのかという大きな憤りを感じている。解雇の不当性等の詳細は原告団が新しく作成したパンフレットをぜひ読んでいただきたい。



支える会の更なる加入を！ 柚木支える会事務局長

この事件は女性の働く権利を奪うものであり、人権侵害。絶対に勝たなくてはいけない。そのためには、闘争資金が必要！11月までに万単位の会員獲得に、ぜひご協力を願いいたします。



人権侵害は許せない！ 女性のアピール呼びかけ人 堀江 婦団連会長

働く女性の立場から、CCUの人たちは定年まで働くことや、結婚・妊娠後も乗務を可能にさせた。女性の労働条件を築きあげた人たちを解雇するというのは、まさしく、人権侵害といえる。坂本ふく子弁護士も基本的人権と人の命は何よりも大切であると述べている。



国民の足としての再生を(弁護団報告) 山口弁護士

控訴理由書は7月末に提出となる。そのポイントは次の通りです。

①整理解雇四要件についての東京地裁の誤った判断を正すこと

②この解雇は組合潰しの不当労働行為であり、組合の活動家をくびにする事が目的だったということ

③安全で公共性のある国民の足であるための再建をしなくてはならないということ

控訴審において地裁判決跳ね返すべく、弁護団として全力を上げる。一層の運動強化を！



ILO監視下となったJALの争議(勧告の意義について) 牛久保弁護士

6月15日に公表された勧告でJAL整理解雇事件はILOの監視下にはいったことになる。

東京地裁判決は国際的批判にさらされている。今回の勧告で、解決交渉をするよう日本国政府に求めたものといえる。また、この整理解雇事件が世界の航空界に与える影響を懸念して



逝去された原告の遺影を抱いて……

いる。政府やJAL経営はこの勧告を守ろうとしないであろうが、守らせるためにも、この勧告の持つ意味を広く世間に知らしめる必要がある。

会場を感動させた原告の朗読劇

原告団による朗読劇では、脚本井上文夫さん、歌唱湊愛子さんにご尽力いただきました。劇は3場面の構成となっており、その中でも原告団の息子さんや娘さんからの手紙を朗読する3場面では、会場からすすり泣く声も聞かれ、原告団の活動の笑顔の後ろにある、家族との絆や苦

しみが表現されました。「とっても素晴らしい朗読劇だった」との感想もいただき出演者一同ふくめ原告団に勇気が湧いてきました。

「フランシーヌの場合は…」と同じ 励ます会呼びかけ人 醍醐東大名誉教授



昔、「フランシーヌの場合」という流行歌の中に「本当のことを言ったらおりこうになれない」というフレーズがあった。まさしく原告団に当てはまるものだ。7月26日に発売されたばかりの「週刊新潮」には、JALの安全について言及している。利益なくして安全なしの稻盛式あきんど経営に対して、国民目線に立った、公正な判決を得る闘いを行い、必ず勝利しましょう。

雇用破壊は許さない！

大黒 JAL 国民共闘共同代表(全労連議長)が閉会の挨拶

この7月11日には、野田内閣のもとで、雇用は有期が原則という法案が可決されてしまった。このような政府や財界のもとで雇用のあるべき姿が破壊されようとしている。原発問題、JAL不当解雇、社保庁分限免職の闘いは、みな根は同じである。雇用破壊は許さない！全労連として、全力で取り組んで行きたい。

